

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-17 (2.5.25)	商工労働	<p>最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択について</p> <p>▶陳情理由 厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ深刻な危機に直面している。 コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いている。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者である。また、最低賃金が低いC・Dランクの地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻である。つまり、コロナ禍に真っ先に生活破綻に陥った人は、最低賃金近傍で働く労働者である。コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要がある。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要である。 2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきた。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめた。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がった。 日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年の改定では、最も高い東京は時給1,013円、鳥取県は790円で最低の15県の1県である。これでは毎日8時間働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難である。しかも、地域間格差が時間額で223円もあり地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と</p>	<p>鳥取県労働組合総連合 議長 田 中 暁</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">本会議 (R2. 6. 30) 委員長報告 会議録 暫定版</p> <p>最低賃金の引上げについては、国において、生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して助成する業務改善助成金による支援が行われています。 また、国による中小企業支援については、事業継続や雇用維持を支援するための資金繰り対策や給付金による支援、雇用調整助成金の拡充などの予算が計上されています。 最低賃金の引き上げについては、新型コロナウイルス感染拡大により経済情勢や雇用環境が悪化し、雇用を守ることが最優先課題となる中で、各都道府県労働局において慎重に審議の上、対応されるべきものであることから、不採択と決定しました。</p> </div>	不採択 (2.6.30)

農林水産商工常任委員会・陳情

	<p>地域経済の疲弊を招いている。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策である。</p> <p>全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に22万～24万円（税込み）の収入が必要との結果である。月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円前後が必要である。</p> <p>最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要である。下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要である。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になる。</p> <p>労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしている。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、次のとおり陳情する。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>地方自治法第99条の規定に基づき、鳥取県議会から国の関係機関に対して、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。</p> <p>1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。</p>		
--	---	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

		<p>2 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。</p> <p>3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。</p>		
--	--	--	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情